

## 【対象】

【施行日：公布の日から2年以内】

全ての建築物（販売・賃貸が行われるもの）

## 【表示を行う者】

建築物の販売・賃貸を行う事業者

## 【表示に関するルール】

表示事項・表示方法等を、国土交通大臣が告示で定める

※告示に従って表示していないと認める場合、勧告等の措置が可能

改正事項

⇒ 本検討会において、具体的な表示ルールを検討＜参考＞現行法（第7条）に基づく省エネ性能の表示の例  
（BELS/建築物省エネルギー性能表示制度）

（BELSにおける主な表示事項）

- ・建築物の名称
- ・評価年月日
- ・第三者認証又は自己評価の別
- ・基準一次エネルギー消費量からの削減率
- ・省エネ基準に適合している場合はその旨

